

東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を
改正する法律要綱

一 題名を「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」に改めること。

二 平成二十三年度の第二次補正予算及び第四次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、その一部を、同年度内に交付しないで、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。